



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第17号

今回のテーマ：2017年7月改正の新収入準則（一定の期間にわたり充足される履行義務条件）

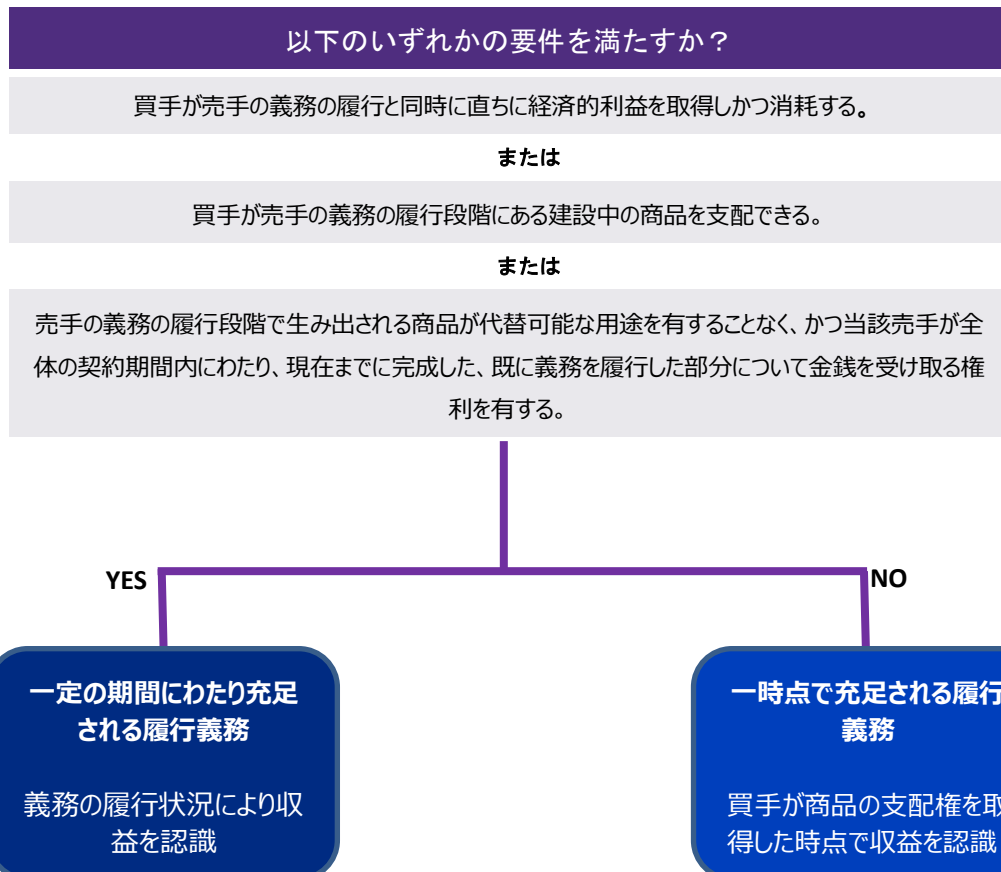
2017年7月、財政部は「『企業会計準則第14号－収入』（以下「新収入準則」という）を改訂した。新収入準則は、現行の収入（第14号）と工事契約（第15号）を統合した収益認識基準である。

新収入準則では、まず契約書の個別の履行義務を識別したうえで、「一定の期間にわたり充足される履行義務」か「一時点で充足される履行義務」かを判断する。「一定の期間にわたり充足される履行義務」の場合、アウトプット法もしくはインプット法により履行義務の進捗状況を確認する（現行の工事契約の進行基準に類似している）。

- 次の5ステップに従って収益を認識する。



- 一定の期間にわたり充足される履行義務の判断



次の要件のいずれかに該当する場合、一定の期間にわたり充足される履行義務となる。	備考
(一) 買手が売手の義務の履行と同時に、直ちに義務の履行がもたらす経済利益を取得しかつ消耗する場合	通常のクリーニング契約。例えばクリーニングサービスなど。 他の売手が代わって残余義務を履行するとしても、これまでに完了した業務を再び行う必要はない。
(二) 買手が売手の義務の履行過程にある建設中の商品を支配できる場合	資産を製造・建造若しくは改造する義務を履行する時点で、買手が支配できる資産である。例えば、買手の土地に建物を建築する途中で、買手が解約を求める場合には、既に建てられた部分については（未完成であっても）は買手が所有・支配する。
(三) 売手の義務を履行する過程で製造する商品が代替可能な用途を有するものではなく、かつ当該売手が全体の契約期間内にわたり、現在までに完成した、既に義務を履行した部分について金額を受け取る権利を有する場合	<p>代替可能な用途がない商品。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断時点：契約開始日で判断し、その後再び判定する必要はない。 ・契約の制限：契約上の制限または実質的な制限によって、売手が容易に商品その他の用途に使用することができない場合。例えば、売手が他の用途に使用しようとする場合には、買手が契約の条項に従い自らの権利を主張することができる場合。 ・実務運用上の制限：売手が商品を他の用途に使用する場合、売手に重大な経済的損失が生じる場合。（例えば、多額の再加工コスト等、重大な損失が発生する場合） ・最終的に移転する商品の特徴：いくつかのステップが標準化されている場合であっても、途中からカスタマイズされる商品は、代替不能な用途・条件を持つといえる。 <p>売手が契約期間において、現在までに完成した、既に義務を履行した部分について金額を受け取る権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売手が、現在までに完成した既に義務を履行した部分について、既に発生したコストおよび合理的な利益を補償することのできる金額を受け取る権利を有する。 <p>買手から受け取った前受金が充分であり、いつでも現在までに完成した既に義務を履行した部分について、既に発生したコストと合理的な利益を補償することが可能であつて、例え、期限前に契約を解除されたとしても、売手はその前受金を返却する必要がなく、且つ法的な拘束力を有する場合、売手は現在までに完成した既に義務を履行した部分についてその既に発生したコストと合理的な利益を補償することのできる金額を受け取る権利を有すると判断する。</p>

お見逃しなく

- 海外上場企業については2018年1月1日から適用開始、国内上場会社は2020年1月1日からの適用開始、非上場企業は2021年1月1日からの適用開始となる。
- 新収入準則は、基本的には、売手が買手に対して契約により約束した財またはサービスを移転する場合、売手はその財またはサービスの移転に伴い得ることができる対価の金額によって収益を認識するという原則である。履行義務及び見込まれる対価を、区分してとらえる場合、経営陣による更なる判断が必要である。

以上